

## 新型コロナウイルス感染症対策への寄附をいただきました

問 本庁舎総務課  
☎ 0857-30-8102 ☎ 0857-20-3040

本市に対し温かいご支援をいただき、誠にありがとうございます。新型コロナウイルス感染症対策に有効に活用いたします。

■八幡不動産グループ 代表 <sup>やまもと</sup> <sup>さとし</sup> 山本 悟 さん



## 介護保険に関する税金の控除

問 本庁舎長寿社会課 ☎ 0857-30-8212 ☎ 0857-20-3906、各総合支所市民福祉課 (☎ 12 ページ)

### ■介護保険料

社会保険料控除として所得から控除されます。令和2年中に支払った介護保険料が控除の対象になります。

### ■介護保険施設の利用料

介護保険施設を利用された場合、次のものが医療費控除の対象となります。※日常生活費は除く。

- ①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、地域密着型介護老人福祉施設（定員29人以下の特別養護老人ホーム）に入所の場合  
介護サービス費および食費と居住費の自己負担額の1/2
- ②介護老人保健施設・指定介護療養型医療施設・介護医療院に入所の場合  
介護サービス費および食費と居住費の自己負担額

### ■在宅で介護サービスを利用した場合の利用料

介護サービス計画（自己作成も含む）に基づき次の①～⑦のサービスのいずれかを利用している場合、その利用料が医療費控除の対象となります（介護予防サービスも同様の扱いになります）。

- ①訪問看護
- ②訪問リハビリテーション
- ③居宅療養管理指導
- ④通所リハビリテーション（食費も対象）
- ⑤短期入所療養介護（食費と居住費も対象）
- ⑥定期巡回・随時対応型訪問介護看護（一体型事業所で訪問看護を利用する場合に限る）
- ⑦看護小規模多機能型居宅介護（医療系サービスを含む組み合わせにより提供されるもの（生活援助中心型の訪問介護の部分を除く）に限る）

さらに①～⑦のサービスのいずれかを利用している人で、次の⑧～⑩のサービスのいずれかを利用された場合、その利用料も医療費控除の対象となります。

## 『らくらく窓口証明書交付サービス』を開始しました

問 本庁舎市民課  
☎ 0857-22-8111（鳥取市コールセンター）  
☎ 0857-20-3909

マイナンバーカードを利用して、証明書が取得できる端末機を本庁舎1階に設置しました。受付窓口になぶ必要がなく、申請書の記入も不要です。

### 利用できる人

- ・住民登録または本籍が鳥取市にある人
- ・マイナンバーカードをお持ちの人（利用者証明用電子証明書：暗証番号4桁が搭載されたもの）

### 取得できる証明書（交付手数料は窓口と同額）

- ・住民票の写し（本人および同一世帯員のもの）
- ・印鑑登録証明書（本人のもの）
- ・戸籍謄抄本（本人および同一戸籍構成員のもの）
- ・所得課税証明書（本人の最新年度のもの）
- ・戸籍の附票の写し（本人および同一戸籍構成員のもの）

- ⑧訪問介護（生活援助中心型は除く）
- ⑨夜間対応型訪問介護
- ⑩訪問入浴介護
- ⑪通所介護（食費は対象外）
- ⑫地域密着型通所介護（食費は対象外）
- ⑬短期入所生活介護（食費と居住費は対象外）
- ⑭認知症対応型通所介護（食費は対象外）
- ⑮小規模多機能型居宅介護（食費は対象外）
- ⑯定期巡回・随時対応型訪問介護看護（一体型事業所で訪問看護を利用しない場合および連携型事業所に限る）
- ⑰訪問型サービス（旧介護予防訪問介護担当）
- ⑱通所型サービス（旧介護予防通所介護担当）

医療費控除を受ける場合は、「医療費控除の明細書」を提出すれば、「医療費の領収書」の提出または提示は不要です。サービス事業者またはケアマネジャーにお問い合わせください。

### ■おむつ代に係る医療費控除

要介護者にかかるおむつ代は医療費控除の対象となる場合があります。申告には医師の証明書が必要となります。ただし、2年目以降の申告の場合、医師の証明書に替えて要介護認定に係る主治医意見書の内容が要件に該当した場合のみ、市町村が発行する確認書で申告することができます。申請が必要ですのでお問い合わせください。

### ■要介護認定者の障害者控除

令和2年12月31日時点で、要介護1～5の認定を受けている市内に住所のある65歳以上の人は、一定の要件を満たす場合に、障害者控除の対象となる場合があります。申請が必要となりますのでお問い合わせください。

## 市民課からのお知らせ

問 本庁舎市民課 ☎ 0857-22-8111（鳥取市コールセンター） ☎ 0857-20-3909

### ■住民票・マイナンバーカードなどへの旧氏（旧姓）の併記

婚姻などで氏に変更があった場合でも、申し出により旧氏（旧姓）を住民票に記載することができます。旧氏は住民票の写しのほか、マイナンバーカード、公的個人認証の署名用電子証明書、印鑑登録証明書などに併記（記載）することで公証できます。また、旧氏で印鑑登録することも可能です。

### 旧氏（旧姓）記載の手続き

初めて旧氏を記載する場合は、過去に称した氏の中から1つを選んで記載することができます。記載した旧氏は、戸籍届などで氏に変更があった場合や、引っ越しで他市区町村に転入した場合でも引き続き記載されます。

### 手続きに必要なもの

戸籍謄本など（当該旧氏から現在の氏に至るすべての戸籍謄本が必要）、マイナンバーカード\*  
\*マイナンバーカードがない場合は、本人確認書類（運転免許証、パスポート、各種健康保険証など）

### 受付場所

本庁舎市民総合窓口、各総合支所市民福祉課

## 市民農園新規利用者募集

問 本庁舎農政企画課  
☎ 0857-30-8302 ☎ 0857-20-3947

### 受付期間

ホームページ：2月1日（月）～3月1日（月）17:00  
来庁受付：3月5日（金）9:30～16:30  
※電話受付はしていません。ご了承ください。

### 受付場所

本庁舎6階第1会議室  
※申込み前に、現地の事前確認をお勧めします。  
※本市公式ホームページで、農園の場所確認と申込みができます。  
※応募多数の場合は3月11日（木）13:00～14:00に抽選会を行います（先着順ではありません）。

地区名	面積 (m <sup>2</sup> )	空き区画	年間利用料 (円)	駐車場	給水施設	トイレ休憩舎
里 仁	33	16	1,600	×	×	×
	66	0	3,200			
滝 山	33	6	1,600	○	×	×
	66	1	3,200			
初宜谷	33	0	1,600	○	×	×
	66	12	3,200			
吉 岡	33	34	5,000	○	○	○
	66	5	10,000			

※掲載している空き区画数、年間利用料は最新の状況と異なる場合があります。詳しくは、本市公式ホームページをご確認ください。

### ■マイナンバーカード申請受付の臨時開庁

「マイナンバーの申請書が届いたけど申請の仕方が分からない」、「自分で写真を準備するのが難しい」という人を対象に、マイナンバーカードに必要な顔写真を無料で撮影し、申請のお手伝いをしています。土曜日に申請受付の臨時開庁をします。平日の来庁が難しい人は、ぜひこの機会をご利用ください。

と き 2月6・13日（土）9:00～12:00

受付場所 本庁舎市民総合窓口

対 象 本市に住民登録があり、マイナンバーカードを新規に申請する人、申請後1～2カ月以内に転居・転出予定のない人

申請方法 申請する本人が必要書類を持参し来庁  
※予約不要

必要書類 通知カード、住民基本台帳カード（お持ちの人のみ）、本人確認書類\*

\*A:顔写真入りのもの（運転免許証、パスポートなど）  
B:顔写真のないもの（保険証、年金手帳など）  
Aが2点または、A・B1点ずつ必要

## 令和2年度鳥取市男女共同参画かがやき企業を紹介

問 本庁舎男女共同参画課  
☎ 0857-30-8076 ☎ 0857-20-3945

男女共同参画および女性の活躍推進に理解と意欲があり、仕事と家庭の両立に配慮しながら、男女ともに働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組んでいる企業「鳥取市男女共同参画かがやき企業」が令和2年度は14企業認定されました。

名 称	業 種
大永設備工業（有）	建設業
（株）都市建設	建設業
（福）鳥取福祉会	社会福祉法人
吉田建設（株）	建設業
坂口設備工業（株）	設備工事業
正田工業（有）	建設業
（株）グリーンテクノクリエイト	一般建設業
田中工業（株）	総合建設業
（株）栗山組	建設業
（株）さくら建設	建設業
（株）鳥取銀行	金融業
吉野設備工業（株）	管工事業
明生管工（有）	管工事業
（一財）鳥取市教育福祉振興会	サービス業